

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月5日
【会社名】	株式会社Birdman
【英訳名】	Birdman Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉川 元宏
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区松濤一丁目5番3号
【電話番号】	03-6865-1322
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 國松 晃
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区松濤一丁目5番3号
【電話番号】	03-6865-1322
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 國松 晃
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 1,000,005,000円 第9回新株予約権証券 2,773,342円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 3,202,783,342円 第10回新株予約権証券 364,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 420,364,000円 (注)1. 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。 (注)2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,666,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

（注）1．2026年3月5日の取締役会において決議したものであります。なお、上記第三者割当増資による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行については、2026年3月30日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における大規模な希薄化に関する議案が承認されること、本臨時株主総会において、当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認（特別決議）されることを効力発生条件としております。

2．振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	6,666,700株	1,000,005,000	500,002,500
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	6,666,700株	1,000,005,000	500,002,500

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、500,002,500円であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
150	75	100株	2026年3月31日	-	2026年3月31日

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3．申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に、本新株式の割当予定先との間で、第三者割当の株式総数引受契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4．申込期日に割当予定先との間で本割当契約が締結されない場合、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社Birdman 管理本部	東京都渋谷区松濤一丁目5番3号

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 原宿支店	東京都港区北青山三丁目6番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	213,334個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	2,773,342円
発行価格	新株予約権1個につき13円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.13円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年3月31日（火）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社Birdman 管理本部 東京都渋谷区松濤一丁目5番3号
払込期日	2026年3月31日（火）
割当日	2026年3月31日（火）
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 原宿支店

（注）1．本有価証券届出書による株式会社Birdman（以下「当社」といいます。）第9回新株予約権（以下、第10回新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。）に係る募集は、2026年3月5日開催の当社取締役会決議によるものであります。なお、2026年3月30日開催予定の臨時株主総会における大規模な希薄化に関する議案が承認されること、本臨時株主総会において、当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認（特別決議）されることを効力発生の条件としております。

2．申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に本新株予約権の割当予定先との間で新株予約権引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ払込価額の総額を払い込むものとします。

3．第9回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4．申込期日に第9回新株予約権の割当予定先との間で本引受契約を締結しない場合は、第9回新株予約権に係る割当は行われないこととなります。

5．当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式に関し、振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社Birdman 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 第9回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式21,333,400株とする（第9回新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、第9回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3号の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の第9回新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、第9回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各第9回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 2. 第9回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金150円とする。 3. 行使価額の調整 (1) 当社は、第9回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本号(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

	株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 本号(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。） 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本号(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本号(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第9回新株予約権の行使請求をした第9回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 (4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本号(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。 (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第9回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
--	--

	行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第9回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	3,202,783,342円 (注) 但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第9回新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各第9回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。 2. 第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第9回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年4月1日から2028年3月31日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社Birdman 管理本部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 原宿支店
新株予約権の行使の条件	1. 第9回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該第9回新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各第9回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	第9回新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日（以下本項において「取得日」という。）の2週間前までに第9回新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において第9回新株予約権1個につき発行価額と同額で、当該取得日に残存する第9回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、第9回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本引受契約書において、第9回新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第9回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき第9回新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。 (1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する第9回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。 (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式 (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。 (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。 (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 発行要項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
--------------------------	---

(注) 1. 第9回新株予約権の行使の方法

- (1) 第9回新株予約権を行使請求しようとする第9回新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった第9回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3号に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 第9回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該第9回新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、第9回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、第9回新株予約権にかかる証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）】

（１）【募集の条件】

発行数	28,000個（新株予約権１個につき100株）
発行価額の総額	364,000円
発行価格	新株予約権１個につき13円（新株予約権の目的である株式１株当たり0.13円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	１個
申込期間	2026年３月31日（火）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社Birdman 管理本部 東京都渋谷区松濤一丁目５番３号
払込期日	2026年３月31日（火）
割当日	2026年３月31日（火）
払込取扱場所	株式会社三菱ＵＦＪ銀行 原宿支店

- （注）１．本有価証券届出書による株式会社Birdman第10回新株予約権に係る募集は、2026年３月５日開催の当社取締役会決議によるものであります。なお、2026年３月30日開催予定の臨時株主総会における 大規模な希薄化に関する議案が承認されること、 本臨時株主総会において、当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認（特別決議）されることを効力発生の条件としております。
- ２．申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に第10回新株予約権の割当予定先との間で新株予約権引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ払込価額の総額を払い込むものとします。
- ３．第10回新株予約権の募集はストック・オプションを目的として行うものであります。
- ４．第10回新株予約権の募集は、当社の取締役、従業員または当社関係者に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	3名	8,055個
当社従業員	9名	11,135個
当社関係者	7名	8,810個

- ５．当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式に関し、振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社Birdman 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 第10回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,800,000株とする（第10回新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、第10回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3号の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の第10回新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、第10回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各第10回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 2. 第10回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金150円とする。 3. 行使価額の調整 (1) 当社は、第10回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本号(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

	株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 本号(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。） 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本号(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本号(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第10回新株予約権の行使請求をした第10回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 (4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本号(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。 (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第10回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
--	--

	行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第10回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	420,364,000円 (注) 但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 第10回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第10回新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各第10回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。 2. 第10回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第10回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年4月1日から2028年3月31日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社Birdman 管理本部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 原宿支店
新株予約権の行使の条件	1. 各第10回新株予約権の一部行使はできない。 2. (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員、または当社関係者（業務委託契約を締結している個人及び法人の代表者や従業員であり、当社実務に携わっている者）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限としてこれを行使することができる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、第10回新株予約権者につき以下の事由が生じた場合は、当該第10回新株予約権者が保有する全ての第10回新株予約権を、1個当たり無償で取得する。 (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記13に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得する。 (2) 当該第10回新株予約権につき以下の事由があったとき。 法令または発行会社等の内部規定に対する重大な違反行為 禁錮以上の刑に処せられた場合 当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第10回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき第10回新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。 (1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する第10回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。 (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式 (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。 (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。 (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 発行要項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
--------------------------	--

（注）1．第10回新株予約権の行使の方法

- (1) 第10回新株予約権を行使請求しようとする第10回新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった第10回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3号に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 第10回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該第10回新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

2．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、第10回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3．新株予約権証券の発行

当社は、第10回新株予約権にかかる証券を発行しない。

4．交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

第10回新株予約権を行使した第10回新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

6【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
4,623,152,342円	137,664,391円	4,485,487,951円

- （注）１．払込金額の総額は、本新株式の発行による調達額である1,000,005,000円、本新株予約権の発行価額の総額3,137,342円、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額3,620,010,000円を加えた額です。
- ２．発行諸費用の内訳は、登記費用、割当予定先等調査費用、株価算定費用、新株予約権価格算定費用、有価証券届出書作成等支援業務費用、弁護士費用、ファイナンシャルアドバイザー費用最大126,000,000円（権利行使代金の3％）（ファイナンシャルアドバイザーは、BDE有限責任事業組合（組合員 毛利竜太、吉松利益）（以下「BDE」といいます。））です。なお、発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- ３．本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。その際には投資対象事業のリスケジュール及び手元資金又は別途第三者割当等による調達による充当を想定しております。

（２）【手取金の使途】

（１）資金調達の主な目的

当社は、広告市場に属するマーケティングソリューション事業（以下「MS事業」といいます。）および、エンタメ・コンテンツ市場において展開するエンターテインメントトランスフォーメーション事業（以下「EX事業」といいます。）を主幹事業としております。なお、MS事業とは、組織図の変更により、マーケティングトランスフォーメーション事業（MX事業）から名称変更したものです。

当社は、店頭プロモーションに特化した企業として創業後、広告、マーケティング、ブランディング領域へと事業領域を拡張してまいりました。EX事業における重要なテーマの一つである「エンタメのDX化」を推進すべく、当社がこれまでに培ってきたデジタル・テクノロジーおよびプロダクト開発のノウハウを活用し、アーティストのライブやイベント、ファンとの交流機会において、オンライン・オフラインを問わず新たな体験価値の創出に取り組んでおります。

我が国の経済は、国際情勢の不透明感や為替変動、資源価格の動向等を背景に、依然として先行き不透明な状況が続いております。一方で、社会経済活動は概ね正常化しており、エンターテインメント市場においても、リアルイベントやライブを中心としたオフライン分野の需要は回復基調にあります。また、コロナ禍を契機として進展したデジタル技術の活用は、オフラインとオンラインを融合した新たなビジネスモデルの構築を促しており、同市場を取り巻く事業環境は構造的な変化の途上にあります。

このような事業環境のもと、当社グループの第13期連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）における業績は、売上高319,062千円（前連結会計年度比84.7%減）、営業損失561,214千円（前連結会計年度は営業損失1,840,223千円）、経常損失684,530千円（前連結会計年度は経常損失2,021,554千円）、親会社株主に帰属する当期純損失715,849千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失3,028,783千円）となりました。

当社グループは、第12期連結会計年度における業績悪化および債務超過の発生を踏まえ、経営体制の刷新、ガバナンス体制の強化および各事業における投資判断・リスク管理体制の見直しを実施し、2024年12月5日付「第三者割当による新株式発行、第8回新株予約権の発行及び主要株主及び主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」で公表の通り、32億円の資金調達を行いました。現時点において、95%の行使が完了しており、その資金使途は、運転資金に8.3億円、事業資金（MX事業）に5.98億円、M&A及び資本業務提携資金に0億円、短期借入金返済に1.7億円、長期借入金返済に2.2億円、事業資金（再生エネルギー事業）に9.9億円を充当しております。特に事業資金（MX事業）に関しては、プロデューサー人材4名の採用（うち1名退職）と、41件を受注（売上見込み155百万円）しており、事業構築は順調に進んでおります。一方、経営体制を刷新したことにより、当社は中長期的な成長および事業基盤の安定化を図るため、事業再編段階にあります。特に、EX事業においては、年々事業規模が縮小傾向にありましたが、事業再編に向けてライブ・イベント関連事業の拡充および高度化、ならびに当社MS事業における広告事業とのシナジー創出に向けた投資を継続的に実施していく必要があると判断しております。両事業のシナジーを最大化することで、双方のクライアントに幅広い提案が可能になり、当社全体の売上向上につながると考えております。特に、現在検討中であるオンラインプラットフォームを活用したライブ配信事業を中核とする新たな事業モデルの構築は、今後の事業展開において重要な施策の一つであります。

また、当社は、事業ポートフォリオの多角化および安定的な収益源の確保を目的として、2025年10月27日付「新たな事業の開始及び固定資産の取得に関するお知らせ」に記載の通り、2026年6月期から新規事業として再

生可能エネルギー事業を開始し、系統用蓄電池の保有及び発電設備等への送電系統に係る権利付きの系統用蓄電池用地の取得及び販売を行っております。さらに、将来的な成長機会の獲得を目的として、収益力およびキャッシュ・フロー創出能力を有する事業または企業を対象としたM&Aについても検討を行っております。

以上のとおり、当社は事業再構築および新規事業の立ち上げ段階にあり、当面は投資が先行することが見込まれることから、財務基盤の一層の健全化が必要であると認識しております。このため、借入金の返済による負債圧縮を図るとともに、投資回収までの期間における人件費等を含む運転資金を確保することが必要であると判断いたしました。

これらを踏まえ、当社取締役会は、本新株式及び本新株予約権の発行（以下「本第三者割当」といいます。）による資金調達により、財務基盤の改善および将来のキャッシュ・フロー改善に資する施策の実行に必要な資金を確保することが必要であると判断し、本資金調達を実施するものであります。

（２）手取金の具体的な使途

＜本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
運転資金	100	2026年７月～2027年３月
借入金返済	900	2026年３月～2026年５月
計	1,000	

（注）１．上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

＜第９回新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
運転資金	368	2026年７月～2027年３月
EX事業分野における新規事業の運営資金	300	2026年４月～2027年３月
再生エネルギー事業分野における新規事業の運営資金	300	2026年４月～2027年１月
M&A資金	2,100	2026年４月～2027年３月
計	3,068	

（注）１．上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

- 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
- 資金使途は、記載順にて充当する予定です。なお、第９回新株予約権の行使期間は2028年３月までとなっておりますが、引受先との協議の結果、当社の流動性を鑑みて、概ね１年間で全ての行使が完了できる旨を受けております。
- なお、第10回新株予約権の募集は、中期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の業績向上に対する当社関係者の貢献意欲を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達は目的としておりません。加えて第10回新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、第10回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、手取金は人員増加に備えた本社改装費やコーポレートガバナンスの強化に向けたバックオフィス業務の人員補強財務や経理を重点的に管理していただく会計士や社内規定等を法務的な側面から見直し管理をしていただく弁護士など、土業の資格を持ち専門的知見を要する業務についての外部専門家への業務委託費用に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

運転資金

当社グループは、前々期である第12期連結会計年度において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上した結果、債務超過となりました。この点、前連結会計年度においては、新株予約権の行使等による資金調達により、債務超過は解消したものの、前期連結会計年度において売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しました。

当会計年度においても、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上したことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

さらに、「2025年6月期 有価証券報告書の注記事項（重要な後発事象）（手元資金の減少）」に記載のとおり、前連結会計年度末日後に、多額な支払（2025年8月13日付のKANDB INVESTMENT LLCからの第8回新株予約権の預り金500,100千円の返金、2025年8月18日付の株式会社Moreへの143,091千円の支払、2025年8月22日付の株式会社Moreへの164,651千円の支払）が発生した結果、手元資金が減少しております。

当該支払が生じた経緯は以下の通りです。

第8回新株予約権の引受先であるKANDB社が当該新株予約権の行使代金として、当社に500,100千円支払を行いました。当時の当社代表者において、海外カスタディ業務における名義管理の実務（受託名義・オムニバス口座構造等）に関する理解が十分でなかったことから、当該名義不整合を理由として、信託銀行に対し当該新株予約権行使は有効に成立していない旨（無効である旨）の連絡を行う判断に至り、正式に当該新株予約権行使が無効となり、預り金を返金する必要性が生じたことが原因となります。

当社の広告事業においては、人員不足により一部が外注先への依頼も増えております。取引先からの受注に対し、売上入金より先に外注先への発注費用の支払いが必要となるケースも多く、当該支払もそちらに該当いたします。

また、当社は事業再建段階にあり、新規事業の立ち上げや既存事業の拡大が急務となります。予算については、各事業部ごとに予算管理を行い、各事業部の売上を同一事業の必要経費に再投資する検証・拡張に再投資することを想定しております。

各事業部における支出は新規事業立ち上げに係る限定的・段階的な投資である一方、これら個別事業の進捗に依存せず、全社機能を安定的に維持するための運転資金を必要としております。

そのため、当社グループの運転資金の補填として、本新株発行および本新株予約権発行により調達した資金約468百万円を2026年7月～2027年3月の期間において運転資金に充当することを予定しております。具体的には変動費である9か月分の運転資金として人件費130百万円（役員報酬、管理本部等に所属するバックオフィス業務に携わる従業員及び業務委託先への外注費のみであり、その他の人件費は各々所属している事業部予算に組み込んでおります。）、地代家賃28百万円、一般管理費310百万円を予定しております。

借入金返済

当社グループは、金融機関及びその他借入先からの借入があり、財務基盤の改善を目的として借入金の一括返済を予定しております。

当該資金は、借入金返済として900百万円を2026年3月～2026年5月に支出することを見込んでおります。

1）借入金及び利息（14百万円）

借入先	りそな銀行
当初借入金額	200百万円
借入実行日	2021年5月31日
当初返済期日	2026年5月29日
返済予定日	2026年5月29日
最終返済期日	2026年5月29日
利率	1.1%
2026年3月5日利息残高 （遅延損害金含む）	18万円
担保	なし
資金使途	新型コロナウイルス感染症が市場及び事業環境にもたらす長期的な影響を勘案し、財務基盤をより一層強固なものにするために、運転資金及び既存事業に対しての費用として
2026年3月5日借入残高	13百万円

2）借入金及び利息（78百万円）

借入先	商工組合中央金庫
初回借入金額	200百万円
初回借入実行日	2021年8月31日
当初返済期日	2026年7月31日
利率	1.11%
2回目借入金額	100百万円
2回目借入実行日	2022年12月30日
当初返済期日	2027年11月30日
利率	0.68%
2026年3月5日利息残高 （遅延損害金含む）	68万円
担保	なし
資金使途	新型コロナウイルス感染症が市場及び事業環境にもたらす長期的な影響を勘案し、財務基盤をより一層強固なものにするために、運転資金及び既存事業に対しての費用として
2026年3月5日借入残高	77百万円

３）借入金及び利息（36百万円）

借入先	伊予銀行
当初借入金額	100百万円
借入実行日	2022年 9 月30日
当初返済期日	2027年 9 月30日
返済予定日	2026年 5 月31日
最終返済期日	2027年 9 月30日
利率	1.41%
2026年 3 月 5 日利息残高 （遅延損害金含む）	49万円
担保	なし
資金使途	人件費、地代家賃、一般販管費等の運転資金及び既存事業の発注等に関する必要費用として
2026年 3 月 5 日借入残高	35百万円

４）借入金及び利息（39百万円）

借入先	武蔵野銀行
当初借入金額	100百万円
借入実行日	2022年11月30日
当初返済期日	2027年11月30日
返済予定日	2026年 5 月31日
最終返済期日	2027年11月30日
利率	0.97%
2026年 3 月 5 日利息残高 （遅延損害金含む）	37万円
担保	なし
資金使途	人件費、地代家賃、一般販管費等の運転資金及び既存事業の発注等に関する必要費用として
2026年 3 月 5 日借入残高	38百万円

５）借入金及び利息（37百万円）

借入先	香川銀行
当初借入金額	100百万円
借入実行日	2022年11月30日
当初返済期日	2027年11月25日
返済予定日	2026年 5 月31日
最終返済期日	2027年11月25日
利率	1.29%
2026年 3 月 5 日利息残高 （遅延損害金含む）	56万円
担保	なし
資金使途	人件費、地代家賃、一般販管費等の運転資金及び既存事業の発注等に関する必要費用として
2026年 3 月 5 日借入残高	36百万円

６）借入金及び利息（106百万円）

借入先	みずほ銀行
当初借入金額	200百万円
借入実行日	2023年 6 月30日
当初返済期日	2028年 6 月30日
返済予定日	2026年 5 月31日
最終返済期日	2028年 6 月30日
利率	8.25%
2026年 3 月 5 日利息残高 （遅延損害金含む）	822万円
担保	なし
資金使途	人件費、地代家賃、一般販管費等の運転資金及び既存事業の発注等に関する必要費用として
2026年 3 月 5 日借入残高	97百万円

7) 借入金及び利息（590百万円）

借入先	伊達 晃洋
当初借入金額	299百万円
借入実行日	2024年2月13日
当初返済期日	2025年2月12日
利率	0%
2回目借入金額	102百万円
2回目借入実行日	2024年5月31日
当初返済期日	2025年5月31日
利率	0%
3回目借入金額	40百万円
3回目借入実行日	2024年6月2日
当初返済期日	2025年6月27日
利率	0%
4回目借入金額	20百万円
4回目借入実行日	2024年6月28日
当初返済期日	2025年6月28日
利率	0%
5回目借入金額	108百万円
5回目借入実行日	2024年12月9日
当初返済期日	2025年7月10日
利率	0%
2026年3月5日利息残高 （遅延損害金含む）	2,100万円
担保	なし
資金使途	人件費、地代家賃、一般販管費等の運転資金及び番組制作に関する必要費用として
2026年3月5日借入残高	569百万円

E X事業分野における新規事業の運営資金

当社グループは店頭プロモーションに特化した企業として創業後、広告、マーケティング、ブランディング領域へと事業領域を拡張してまいりました。E X事業における重要なテーマの一つである「エンタメのDX化」を推進すべく、当社がこれまでに培ってきたデジタル・テクノロジーおよびプロダクト開発のノウハウを活用し、アーティストのライブやイベント、ファンとの交流機会において、オンライン・オフラインを問わず新たな体験価値の創出に取り組んでまいりました。

当該資金は、E X事業分野における新規事業として開始予定の、オンラインプラットフォームを活用したライブ配信事業を中核とする新たな事業の運営資金として、主要なプロデュース及びマネジメント人材の確保、業務委託契約に伴う先払い外注費用、及び同事業に伴う広告宣伝費として充当予定であります。

なお、現在計画している資金計画では、主要なプロデュース及びマネジメント人材の正規社員5名の新規確保を含めた人件費として500万円、外注費の先払い費用として1500万円、広告宣伝費として1000万円の合計3000万円を2026年4月～2027年3月の期間において支出することを見込んでおります。

再生エネルギー事業分野における新規事業の運営資金

当社グループは、2025年10月27日付「新たな事業の開始及び固定資産の取得に関するお知らせ」に記載の通り、2026年6月期から新規事業として再生可能エネルギー事業を開始し、系統用蓄電池の保有及び発電設備等への送電系統に係る権利付きの系統用蓄電池用地の販売を行っております。

特に発電設備等への送電系統に係る権利付きの系統用蓄電池用地の販売は、2025年12月25日付「販売用不動産（系統用蓄電池用地及び発電設備等への送電系統に係る権利）の取得に関するお知らせ」に記載の通り、系統連携完了前に土地及び権利を売却することから、当社の保有期間も半年から1年程度と短く、市場の影響を受けるリスクも少ないため、比較的短期間で収益を生み出すことができる構造となっております。

当該資金は、販売用不動産（系統用蓄電池用地及び発電設備等への送電系統に係る権利）の取得として充当予定であります。

なお、現在計画している資金計画では、販売用不動産3件の取得費用として、300百万円を2026年4月～2027年1月の期間において取得することを見込んでおります。

M & A 資金

当社グループでは、収益性の安定及び長期的な運転資金の確保を図るため、収益性の高い企業とのM & Aを検討しております。本新株予約権によって調達する資金を充当するM & Aの内容としましては、現段階で具体的に選定した投資候補先との交渉も順調に進んでおります。また、交渉段階におけるデューデリジェンス及び弁護士費用等の諸経費を10%程度見込んでおります。候補先との交渉が進み具体的な資金使途が確定した場合は、適切に開示いたします。また、現在交渉中の候補先と合意に至らなかった場合においても、継続して候補先の検討を行う方針であります。当該資金使途に充当しないことが明らかになった時点で、適切に開示することといたします。このように本新株予約権による調達資金のうち、本件資金使途に対し、対象会社1社分のM & A費用として2,100百万円を2026年4月～2027年3月に支出することを見込んでおります。

< 資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権発行を選定した理由 >

当社の資金需要につきましては、前述「6 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおりであります。資金調達の方法としては、当社の事業拡大に伴う収益化の向上ならびに財務基盤の安定化を目的としており当社の財務体質の安定性を確保する必要性及び銀行借入による資金調達は与信枠や借入コストの問題があることに加えて、当社グループの財政状態から新規の借入は困難であるとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化を懸念しつつも間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

そのため、当社としましては、直接金融による株主資本の増強を図ることを軸に調達方法の検討をいたしました。

公募増資

公募増資は、一度に資金調達が可能となり、有力な資金調達手段の1つではありますが、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

また、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

M S ワラント又はM S C B

株価に連動して行使（転換）価額が修正される新株予約権（いわゆるM S ワラント）や転換社債型新株予約権付社債（いわゆるM S C B）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、M S ワラントについては、行使価格の下方修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があること、M S C Bについては、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいことから、いずれも今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

ライツ・オフアリング

いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがあります。コミットメント型ライツ・オフアリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適当であると判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aの定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

このたび選択したスキームにおいて、議決権比率ベースで113.87%と大規模な希薄化を伴う発行であり、発行後の割当先による投資行動により株価に下落圧力がかかる可能性があります。当社としても割当予定先より市場動向を勘案しながら売却していく方針である旨を口頭で確認しておりその影響は限定的であると考えております。当社といたしましては既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しております。

本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるのと同時に、割当予定先は一度に第9回新株予約権の行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有していないため、割当予定先からの要請と協議に基づき、割当予定先が本第三者割当により取得した新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返すことで、割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。

本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、その時点における当社の事業環境、財務状況に鑑みて、別途の手段による資金調達を実施する可能性があります。

<本新株予約権の特徴について>

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、MSCBやMSワラントと比較して既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制と、機動的な資金調達促進が図られるように定められており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は150円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

買取請求権（取得条項）

第9回新株予約権には、割当日以降いつでも、2週間前までに第9回新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当社は第9回新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、当社の判断により取得条項に従い第9回新株予約権者の保有する第9回新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、第9回新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、当社の資本政策の柔軟性を確保すること並びに割当予定先の行使促進を促すという観点からも、第9回新株予約権に買取請求権（取得条項）を設定しておくことは、当社にとっては必要であると考えております。

譲渡制限

第9回新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本引受契約書における制限として、割当予定先が第9回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、第9回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

第10回新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を必要とします。ただし、割当予定先が、第10回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

KANDB INVESTMENT L.L.C

a . 割当予定先の概要		
名称	KANDB INVESTMENT L.L.C (常任代理人 弁護士法人C - L i A 弁護士 藤本 大和)	
本店の所在地	Office 103-157, AL MARARR 3, Al Mararr, Dubai, United Arab Emirates	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	[事務責任者の氏名] 伊藤 純子 [連絡先電話番号] 03-4405-0312 [常任代理人の氏名又は名称] 常任代理人 弁護士法人C - L i A 弁護士 藤本 大和 [住所又は本店所在地] 東京都千代田区神田神保町一丁目14番地3 M T O神保町 11階 [連絡先電話番号] 03-5577-4834 [事務連絡者氏名] 弁護士 藤本 大和	
代表者の役職及び氏名	Manager, 畑瀬 匡甫	
資本金	AED (エミラティディルハム) 300,000	
事業の内容	投資事業	
主たる出資者及びその出資比率	畑瀬 匡甫 100%	
b . 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	当社株式1,333,000株及び当社第8回新株予約権840個を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

当社関係者

a．割当予定先の概要	
氏名	日置 譲
住所	神奈川県横浜市
職業	株式会社海帆 正社員 株式会社Kaihan Medical 取締役
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	業務委託先になります。

（注） 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

a．割当予定先の概要	
氏名	野村 大
住所	神奈川県三浦郡
職業	株式会社ワーク・トラスト・インターナショナル 代表取締役 株式会社海帆 正社員
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	業務委託先である、株式会社ワーク・トラスト・インターナショナルの代表取締役になります。

（注） 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

a．割当予定先の概要	
氏名	亀山 裕太
住所	愛知県名古屋市
職業	株式会社海帆 正社員 株式会社Kaihan Medical 取締役
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	業務委託先となります。

（注） 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

a．割当予定先の概要	
氏名	本田 あかね
住所	愛知県名古屋市
職業	有限会社A S T 正社員 株式会社海帆 正社員
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	業務委託先である有限会社A S Tの正社員になります。

（注） 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

a．割当予定先の概要	
氏名	久保田 孝之
住所	東京都渋谷区
職業	会社員
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	業務委託先になります。

（注） 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

a．割当予定先の概要	
氏名	岩田 通明
住所	東京都港区
職業	株式会社ロックフィールド 代表取締役 株式会社海帆 正社員 株式会社Kaihan Medical 取締役
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	業務委託先である、株式会社ロックフィールドの代表取締役になります。

（注） 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

a．割当予定先の概要	
氏名	羽二生 博志
住所	東京都港区
職業	株式会社R i F 代表取締役 株式会社海帆 正社員 株式会社Kaihan Medical 代表取締役
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	業務委託先である株式会社R i F の代表取締役になります。

（注） 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

b．割当予定先の選定理由

KANDB INVESTMENT L.L.C

当社は、本第三者割当による資金調達の実施にあたり、ファイナンシャル・アドバイザー（以下「F A」といいます。）を起用し、当社の資金需要、財務状況及び事業計画を踏まえた資金調達スキーム並びに割当予定先候補の検討を行いました。

F Aを通じて複数の投資家候補について、投資実績、資金供給力、投資判断の迅速性及び本第三者割当の条件等を総合的に検討した結果、KANDB INVESTMENT L.L.C（以下「K A N D B」といいます。）が、当社の資金需要に対して適切な条件での出資が可能であり、かつ払込実行の確実性が高いと判断いたしました。

K A N D Bは、前回の第三者割当増資において当社新株予約権の引受実績があり、その際における契約条件の遵守及び払込実行の実績を有しております。当社としては、これらの実績を踏まえ、資金調達の実行確度の観点からも同社を評価しております。

以上の検討結果を踏まえ、当社はF Aの助言のもと、K A N D Bを本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

なお、K A N D Bはアラブ首長国連邦ドバイ市において投資事業を運営する法人であり、同社の株主かつManagerである畑瀬匡甫氏は、株式会社HATASE HOLDINGS（所在地：東京都中央区日本橋二丁目1番3号、代表者：代表取締役 畑瀬匡甫）において経営コンサルティング業務を行っております。また、畑瀬氏は個人投資家として、当社代表取締役である吉川元宏が取締役を務める、東京証券取引所グロース市場に上場する株式会社海帆（証券コード：3133）の当時の株主でもあり、2023年7月に吉川元宏との面会を契機として交流がありました。

本第三者割当については、当社の資金需要を踏まえ、2025年10月上旬に、当社F AであるB D E 有限責任事業組合の組合員である吉松利益氏及び当社代表取締役である吉川元宏より、F Aを通じて畑瀬氏に対し引受の検討を依頼したところ、当社の置かれた状況及び事業戦略について理解と賛同を得られ、本新株予約権による第三者割当であれば引受可能との意向が示されたため、本第三者割当の引受けに至りました。

また、本第三者割当の引き受け交渉を進めるにあたり、前回新株予約権の行使に関しましては、一時停止をしておりましたが、今後問題なく行使いただける旨を伺っております。

同社は、既存株主として、当社の主幹事業であるM S事業およびE X事業の内容、これまでの事業推移、直近の業績動向や財務状況について継続的に把握しており、前連結会計年度における業績悪化および債務超過の発生を踏まえた当社の事業再構築の方針についても十分な理解を示しております。また、当社が進めている既存事業における効率化および投資規模の適正化、E X事業における新たな事業モデルの構築、ならびに再生可能エネルギー事業への参入や将来的なM & Aを含む成長戦略についても、同社は中長期的な視点から理解を示しております。

以上の理由から、当社は、本第三者割当による資金調達における割当予定先として、既存株主であるKANDB INVESTMENT L.L.Cを選定いたしました。

当社関係者

当社が短期間で何度も経営陣が代わった事により、不安を感じた主要な人材が流出してしまいました。

現代表取締役の吉川が着任した際には、主要業務に支障が出る一歩手前の状況となっております。

すぐに当社業務を支える、対応のできる人材を補強する事は困難と考え、株式会社海帆にて吉川と共に事業再編を行ってきたメンバーに協力を仰ぎ、現在においても兼務となりますが当社業務に従事していただいております。

今後は適切な人材を、時間をかけて選定して採用活動を継続し、社内内製化ができるようになるよう考えておりますが、現状は欠かせない主要業務を担う人員となっております。

第10回新株予約権は、そのような困難な状況に協力いただいた当社関係者に対して、当社の長期的成長に対するインセンティブを付与することを目的とし、当社の企業価値・株主価値の向上を目指してストック・オプションとして発行するものであります。

c. 割り当てようとする株式の数

本新株式

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
KANDB INVESTMENT L.L.C	新株式 6,666,700株

第9回新株予約権

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数
KANDB INVESTMENT L.L.C	新株予約権 213,334個 (その目的となる株式 21,333,400株)

第10回新株予約権

割当予定先の氏名又は名称	割当新株予約権数
当社取締役3名	新株予約権 8,055個 (その目的となる株式 805,500株)
当社従業員9名	新株予約権 11,135個 (その目的となる株式 1,113,500株)
日置 譲	新株予約権 720個 (その目的となる株式 72,000株)
野村 大	新株予約権 720個 (その目的となる株式 72,000株)
亀山 裕太	新株予約権 720個 (その目的となる株式 72,000株)
本田 あかね	新株予約権 720個 (その目的となる株式 72,000株)
久保田 孝之	新株予約権 1,120個 (その目的となる株式 112,000株)
岩田 通明	新株予約権 2,405個 (その目的となる株式 240,500株)
羽二生 博志	新株予約権 2,405個 (その目的となる株式 240,500株)

d．株券等の保有方針

KANDB INVESTMENT L.L.C

割当予定先とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、割当予定先からは当社の新しい経営陣による既存事業の拡大及び新規事業としての再生可能エネルギー事業への投資による確かな企業再編への道のりに理解を示していただき、企業価値向上を目指した中長期保有目的である旨の意向を口頭にて表明していただいております。

割当予定先が第8回新株予約権を複数回譲渡したことに關しては、当社が事業再編を進めるにあたり、事業上において友好的なパートナーになりえる先に譲渡を依頼し、大株主として承諾していただいた経緯がございます。

また、本資金調達の引き受け交渉を進めるにあたり、前回新株予約権の行使に關しましては、一時停止をしておりましたが、今後問題なく行使いただける旨を伺っております。

なお、当社は割当予定先から払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

当社関係者

当社は、第10回新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。

当社関係者は当社の業務に関わる者であることから、インサイダー取引規制（金融商品取引法166条）の対象となり得ます。そこで、当社は、当社関係者に対して、インサイダー取引規制の対象となり得ることを明確に説明し、講習受講および株式売却時の承認手続きを経なければ取引を行えない体制といたします。具体的には、当社関係者（辞退者を含む）に対し、インサイダー取引規制に関する講習を実施し、インサイダー取引規制の内容および遵守事項について周知・徹底を図ります。講習実施後、当社において情報管理責任者（情報管理者）を設置し、重要事実の管理体制を明確化いたします。なお、第10回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の事前承認が必要となっております。新株予約権の行使後に取得した株式の売却については、事前に社内承認手続きを必須とし、情報管理責任者による確認・承認を経た場合にのみ売却可能とする運用といたします。当該承認手続は、社内の従業員と同様に、社外協力者についても同一のルールを適用いたします。

e．払込みに要する資金等の状況

KANDB INVESTMENT L.L.C

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の残高証明及び取引明細（2026年2月19日付）を取得し、本新株式及び第9回新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていることを確認いたしました。割当予定先は、一度に第9回新株予約権の行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、第9回新株予約権の行使については、本第三者割当により取得した新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であること、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことの説明を割当予定先の代表取締役である畑瀬氏より当社代表取締役である吉川元宏氏が口頭にて確認しております。

また、本新株式の引受け及び第9回新株予約権の権利行使に際して必要な払込原資に關しましては、二社の投資家からの長期借入金となっており、借入期間は3年間で新株予約権の行使期間終了後に返済予定であることを割当予定先の代表取締役である畑瀬氏より当社代表取締役である吉川元宏氏が口頭にて確認しております。

当社関係者

当社は、新株予約権の払込に要する財産の存在につきまして、割当予定先の払込に概ね支障がない旨を面談時に口頭により確認をしております。また、第10回新株予約権の払込金額及び行使金額は、それぞれ1個当たり13円、1株当たり150円と比較的少額であること、割当先において新株予約権の一部を行使し株式の売却で得た資金により次の行使を繰り返すことも可能であることから、当社としても、かかる払込みに支障はないと判断しております。

e. 割当予定先の実態

KANDB INVESTMENT L.L.C

当社は、割当予定先であるKANDB INVESTMENT L.L.Cの役員又は主要株主（主な出資者）、割当予定先の長期借入金の借入先である二社が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社TMR（代表取締役：高橋新治、住所：東京都千代田区神田錦町1-19-1 神田橋パークビル6階）に調査を依頼し、同社より割当予定先については2026年2月6日に、長期借入金の借入先については2026年2月12日及び2月20日に、それぞれ調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者及び長期借入金の借入先が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

当社関係者

当社は、割当予定先等について、割当予定先が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社TMRに調査を依頼し、2026年2月6日に同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、各割当予定先が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本新株式には、譲渡制限はありません。

第9回新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本引受契約書における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

第10回新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を必要とします。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

当社は、代表取締役である吉川元宏を中心に割当予定先との間で、第三者割当により発行する本新株式の払込金額について協議を重ねた結果、払込金額を1株当たり150円に決定いたしました。本新株式の払込金額を1株当たり150円に決定した経緯及び当社取締役会の判断は以下となります。

当社は、取締役会において、当該発行価額による本新株式の発行について審議を行い、当社グループが、本新株式の発行を実行する必要性について、本新株式の発行を含む本第三者割当は、財務基盤の改善及び事業への先行投資に繋がり、当社において新たな収益を獲得するために必要であり、本第三者割当が当社グループの企業価値及び既存株主価値の向上に資すると考えられること、当社の自己資本比率を改善させることで財務基盤が強化され、対外的信用力の改善が見込めることなどの理由から、2025年12月開催の当社取締役会では、これらの状況を総合的に勘案して発行価格について審議を行い、当社取締役会で審議した当社の意向として市場株価を基礎とした発行価額とすることを当社は代表取締役である吉川元宏から割当予定先に提案しました。

割当予定先からは、大幅な営業赤字を継続していることから財務基盤の改善と将来収益源への先行投資を行う目的であれば2024年12月5日公表の第三者割当による新株式発行及び第8回新株予約権の発行と同値での本新株式の発行と第9回新株予約権の発行の引き受けで構わないとのこと意見を受けました。

当社としましても市場株価を基礎とした発行価額の採用を打診しておりましたが、当社の将来的な価値上昇への期待も込め、割当予定先の要望も考慮すべきと判断し、市場株価以外に株式価値の一般的な公正価値評価の算定手法であるDCF法を検討するにあたり、第三者算定機関に当社の株価算定を依頼いたしました。

算定手法の採用について、第三者機関である山下会計事務所（所在地：奈良県生駒市 北大和2丁目29番地2、代表者：山下互相）（以下「本算定機関」といいます。）は、継続企業であればDCF法が最も企業の公正価値評価においては優れているとされており、類似企業の選定により大きく差異が生じる類似企業比較法を採用する妥当性は低いと判断し当該算定方法を排除したとのことです。株式の公正な価値決定の方式には、その他ネットアセットアプローチによる方法もありますが、この場合、一時点の財産価値を示すにすぎず、営業権や収益性が反映されないことから排除しているとのことです。

新株式の払込金額の公正性の検討にあたっては、当社及び割当予定先から独立した第三者機関であり、新株式並びに新株予約権の公正価値算定を始めとし、公開会社／未公開会社問わず多数の公正価値の算定実績があること等を鑑み、本算定機関に本新株式の算定を依頼し、株式価値算定書を入手しております。

本算定機関は、当社普通株式1株当たりの株式価値について、DCF法による株式価値を算定することで、当社の株式価値の範囲を算出しております。

DCF法につきましては、当社が提供した事業計画(予測期間:3年間)「6 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途(2)手取金の具体的な使途」に記載のEX事業分野における新規事業の運営資金、再生エネルギー事業分野における新規事業の運営資金及びM&A資金への資金充当を行うことで売上高及び収益の回復を見込んだものに基づきフリーキャッシュフローを算出し、WACCによって割り引くことで理論株式価値を算出しました。WACCについては、リスクフリーレート2.123%(2026年3月4日における日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値」長期国債381の平均複利利回り)、リスクプレミアム5.500%、対市場 β 0.695(SPEEDA β)、小規模リスクプレミアム3.700%により、株主資本コストを9.645%と算出しました。

本算定に基づき、2025年9月30日を基準日として、当社株式価値を、3,947百万円(1株当たり価値141円)と算定しており、この合理的範囲(株式価値評価額の上下10%程度)として、127円~155円と算定しております。同報告書では、この算定方法により、当社の株式価値を127円~155円と算定しており、本新株式の発行価額150円はこの範囲内となっております。当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である3,947百万円(1株当たり価値141円)は妥当であると判断しております。なお、当該事業計画は本第三者割当の際の公正価値算定のため作成したものであり、2026年6月期業績予想として作成したものではありません。

なお、当該事業計画は2027年6月期に黒字化を予定しておりますが、大幅な増益インパクトを織り込んでおります。具体的な想定内容といたしましては、2025年6月期に資金制約で抑制した広告運用等の再開に加え、蓄電池事業とM&Aが寄与いたします。既存事業の正常化と新規収益源の連結により、営業レバレッジを効かせた収益構造へ転換し、30%以上の利益増加を伴う速やかな業績のV字回復を実現する想定となっております。

なお、当社においても本算定により当社の株主価値は3,947百万円と評価されておりますが、時価総額(上場維持基準は40億円)と企業価値は必ずしも一致するものではありません。

当該算定結果を受けて、改めて当社および割当予定先が協議を行い当該算定結果の合理的範囲である150円にて双方合意に至りました。

当該発行価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2026年3月4日の当社普通株式の終値115円から30.43%のプレミアム、当該直近営業日までの1カ月間の終値平均である124.17円から20.80%のプレミアム、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均である133.22円から12.60%のプレミアム、当該直近営業日までの6カ月間の終値平均である165.63円から9.44%のディスカウントとなっております。

なお、当社監査等委員会から本算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、当該事業計画及び本新株式の価額算定方法についても妥当性が認められること、取締役会において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、発行時の株価との乖離が可能な限り小さくなるよう決定されたものであって、既存株主の利益保護の観点からも合理的であり、また、本第三者割当増資による増資規模の必要性、本第三者割当増資で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響、当社の業績及び信用リスク、割当予定先が負う価格下落リスクの諸観点から十分な検討が行われていること及び当該発行価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2026年3月4日の当社普通株式の終値115円から30.43%のプレミアムとなっており、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)も勘案されていることから、有利発行でないことについて異論がなく、従って、当社取締役会として、1株当たりの払込金額を150円とすることは、適法である旨の意見が述べられております。

第9回新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である本算定機関に依頼し、第9回新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

本算定機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の第9回新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価115円(2026年3月4日の終値)、行使価額150円、流動性ディスカウント(30%)、配当率(0%)、リスクフリーレート(2.123%)、ボラティリティ(86.09%)、クレジット・コスト(61.5%)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%)等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2026年4月1日から2028年3月31日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、第9回新株予約権の発行価額を12.32円(1株当たり0.123円)と算定いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定の前提条件は、割当予定先は、当社株価が行使価額を上回っている状況下において、随時権利行使を行うものとします。ただし、株式の流動性については、新株予約権の行使により取得した株式を1日あたり売買出来高の中央値の約10%ずつ売却できることを前提として、権利行使を行うものとし、全て売却した後、次の権利行使をするものとしております。なお、発行体は、基本的に割当先の権利行使を待つものとしております。取得条項(コール・オプション)については、当社は、第9回新株予約権の割当日以降、第9回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議して取得日を定めたときは、取得の対象となる第9回新株

予約権の新株予約権者に対する通知または公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、第9回新株予約権1個あたり発行価額と同額で、当該取得日に残存する第9回新株予約権の全部または一部を取得することができるように設計しております。なお、取得条項につきましては、第9回新株予約権の行使価額に代替資金調達コスト（修正CAPMにより算出）9.645%を加えた額を、当社株価が超過した場合に発動する前提で算定されております。発行体が取得条項を行使した場合に割当予定先は、取得日までは、上記と同様に流動性を考慮し、日々の一定量の行使及び売却を行い、取得日に残数を発行会社が全て取得する前提を置いております。

上記、本算定機関が評価算出した第9回新株予約権1個の評価額12.32円（1株当たり0.123円）は、第9回新株予約権の諸条件、第9回新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、第9回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

当社としても、当該評価額と同額以上とすることが適切と考え、第9回新株予約権の発行価額を第9回新株予約権1個につき13円として決定いたしました。

第9回新株予約権の行使価額150円は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2026年3月4日の当社普通株式の終値115円から30.43%のプレミアム、当該直近営業日までの1カ月間の終値平均である124.17円から20.80%のプレミアム、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均である133.22円から12.60%のプレミアム、当該直近営業日までの6か月間の終値平均である165.63円から9.44%のディスカウントとなっております。

当社といたしましては、払込金額が算定結果である評価額と同額以上で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、第9回新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

なお、当社監査等委員会から第三者算定機関である本算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、第9回新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額を上回る13円を払込金額として決定しており、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見が述べられております。

第10回新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である本算定機関に依頼し、第10回新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

本算定機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の第10回新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価115円（2026年3月4日の終値）、行使価額150円、流動性ディスカウント（30%）、配当率（0%）、リスクフリーレート（2.123%）、ボラティリティ（86.09%）、クレジット・コスト（61.5%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2026年4月1日から2028年3月31日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、第10回新株予約権1個の発行価額を12.32円（1株当たり0.123円）と算定いたしました。

上記、本算定機関が評価算出した第10回新株予約権1個の評価額12.32円（1株当たり0.123円）は、第10回新株予約権の諸条件、第10回新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、第10回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

第10回新株予約権の行使価額は、役職員・当社関係者に対するストック・オプションとして当社の成長に貢献してもらうためのインセンティブとして、当社直近の株価より高く本新株式の発行価額と同額である150円としており、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2026年3月4日の当社普通株式の終値115円から30.43%のプレミアム、当該直近営業日までの1カ月間の終値平均である124.17円から20.80%のプレミアム、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均である133.22円から12.60%のプレミアム、当該直近営業日までの6か月間の終値平均である165.63円から9.44%のディスカウントとなっております。

当社といたしましては、払込金額が算定結果である評価額と同額以上で、割当予定先との間で協議を経て決定されているため、第10回新株予約権の発行価額は有利発行に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

なお、当社監査等委員会から第三者算定機関である本算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、第10回新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額を上回る13円を払込金額として決定しており、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ6,666,700株（議決権数66,667個）及び24,133,400株（議決権数241,334個）の合計30,800,100株（議決権数308,001個）となり、2025年12月31日現在の発行済株式総数27,053,500株（議決権数270,489個）に対して、本新株式の発行により24.64%（議決権比率24.65%）、本新株予約権の発行により89.21%（議決権比率89.22%）の合計113.85%（議決権比率113.87%）の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、2026年3月30日開催予定の臨時株主総会に付議することとしております。また、本新株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数30,800,100株を行使期間である2年間（245日/年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量125,715株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高505,134株の24.89%であり（なお、参考として、1年間（122日/年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量252,460株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高505,134株の49.98%であり）、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、本新株式及び第9回新株予約権の割当予定先は一度に第9回新株予約権の行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておらず、第9回新株予約権の行使については、本第三者割当により取得した新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であること、また、本新株式及び第9回新株予約権の割当予定先から当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本第三者割当が及ぼす株価への影響は限定的となるよう本新株式及び第9回新株予約権の割当予定先からも配慮されているものと考えております。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、資本充実に伴い財務体質を改善させ、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ6,666,700株及び24,133,400株の合計30,800,100株（議決権数は308,001個）となり、当社の総議決権数270,489個（2025年12月31日現在）に占める割合が113.87%と25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
KANDB INVESTMENT L.L.C	Office 103-157, AL MARARR 3, Al Mararr, Dubai, United Arab Emirates	1,333,000	4.93%	29,333,100	50.71%
伊藤 繁三	栃木県佐野市	3,773,900	13.95%	3,773,900	6.52%
ネクスタ匿名組合	東京都小平市小川町2丁目1157 番地の8	3,371,600	12.46%	3,371,600	5.83%
小林 亜佐美	神奈川県横浜市都筑区	2,316,200	8.56%	2,316,200	4.00%
株式会社YourTurn	東京都港区元麻布3丁目1番6 号	1,220,000	4.51%	1,220,000	2.11%
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21 号	1,088,400	4.02%	1,088,400	1.88%
藤原 彬晃	東京都世田谷区	700,000	2.59%	700,000	1.21%
有限会社SmilesCafe	東京都渋谷区恵比寿1丁目25- 2 藤和シティホームズ1401	578,500	2.14%	578,500	1.00%
矢口 達也	東京都江東区	500,000	1.85%	500,000	0.86%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1 号	454,000	1.68%	454,000	0.78%
計	—	15,335,600	56.69%	43,335,700	74.90%

（注）1．2025年12月31日現在の株主名簿を基準とし、本届出書提出日（2026年3月5日）までに提出された大量保有報告書並びに変更報告書の内容を反映させ、記載をしております。

2．割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当で交付される本新株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数の合計30,800,100株（議決権数は308,001個）を加算して計算しております。

3．上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

（1）大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当増資によって増加する潜在株式数は、発行済株式数の約113.85%であり、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じることとなるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めより、以下のいずれかの手続きが必要になります。

a．経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外取締役、社外監査役等）による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手

b．株主総会の決議など（勧告的決議を含む）の株主の意思確認

当社取締役会は、今回の増資が発行済株式数の約113.85%と大規模な希薄化が生じることなどから、既存株主への影響が著しく大きいものになると判断しており、2026年3月30日開催予定の臨時株主総会において、本第三者割当に関する議案の中で、本第三者割当の必要性及び相当性並びに有利発行となることにつきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせて頂くことといたします。なお、経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外取締役、社外監査役等）による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手は予定しておりません。

（大規模な第三者割当を行うこととした理由）

当社グループは、事業の継続及び中長期的な成長を実現するため、運転資金の確保並びに財務基盤の強化が喫緊の課題となっております。特に、既存事業の安定運営に加え、今後の事業展開に必要な資金需要を勘案すると、早期かつ確実な資金調達手段を講じる必要があると判断いたしました。このような状況において資金調達の方法として、当社の財務体質の安定性を確保する必要性及び銀行借入による資金調達は与信枠や借入コストの問題があることに加えて、当社グループの財政状態から新規の借入は困難であるとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化を懸念しつつも、間接金融ではなく、直接金融による資金調達の早期実現が必須不可欠であると判断いたしました。さらには、本第三者割当を行うことによって、手元資金の充実だけでなく、自己資本比率の改善によっ

て財務状況の安定化が見込まれ、収益性の改善が図れることや連結純資産の更なる増強が実現できるものと考えております。

（既存株主への影響についての取締役会の判断の内容）

当社取締役会は、当社が今後、事業拡大、収益拡大を推進していくためには、本第三者割当によって当事業を拡大することが可能になること、財務体質の改善により債務超過に陥る可能性が低下すること、これにより当社グループにおける業績の改善ひいては株主価値の拡大に繋がることと考えております。また、当面の先行きも不透明である状況から継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況の払しょくにも資するものと考えております。

当社グループでは当該状況を解消すべく、以下の事業施策により収益性を高め、財務施策により資金繰りの改善を図ることを最優先の事項と考えております。約113.85%という大規模な希薄化を伴いながらも本第三者割当を行うことについて、既存株主の皆様への影響があることは理解しながらも、上記「3 発行条件に関する事項（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、当社株主価値の拡大につながるものと判断でき、その必要性を認めることができると判断いたしました。この判断につきましては、当社監査等委員会が賛成の意見であることを確認しております。

また、本第三者割当の方法につきましても、本新株式と本新株予約権を発行し割当てること、当社が当面必要とする事業資金を調達できること、また、本新株予約権によって当社の事業の進捗状況に応じた段階的な出資によって増資を図ることに關して、かかる手法には、現在の弊社における財務政策としては「第1 募集要項 6 新規発行による手取金の使途（2）手取金の具体的な使途＜資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権発行を選定した理由＞」に記載の通り十分な合理性があると判断いたしました。この判断につきましても、当社監査等委員会が賛成の意見であることを確認しております。

さらに、当社監査等委員会が、当社における本第三者割当に至る手続きについて、会社法、金融商品取引法その他関係法令及び東京証券取引所の定める諸規則内規に係る諸手続きを履践して行われる予定であることを確認しており、さらに本第三者割当の発行手続きに関しても相当との意見を表明しております。

（2）大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当は、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。このように本第三者割当は大規模な第三者割当に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、東京証券取引所の定める規則に従い、2026年3月30日に開催予定の臨時株主総会（基準日：2026年3月3日）において、株主の皆様の意思確認をさせていただき、その承認を得た上で本第三者割当を行うことといたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び半期報告書（第14期中）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年3月5日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について重要な変更はその他の事由はありません。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2．資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第13期）（以下「有価証券報告書」という。）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日（2026年3月5日）までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年7月1日～ 2026年3月5日	3,240,000	27,053,500	250,290	2,637,280	250,290	2,627,280

3．臨時報告書の提出

有価証券報告書の提出日以降、本届出書の提出日（2026年3月5日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（2025年12月1日提出 臨時報告書）

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該異動に係る主要株主の指名又は名称

主要株主となるもの	ネクスタ匿名組合
主要株主に該当しなくなるもの	株式会社アベC
	小林 亜佐美

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの

ネクスタ匿名組合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前（2025年8月27日現在）	17,800個	8.27%
異動後（2025年9月30日現在）	26,400個	10.64%
異動後（2025年10月6日現在）	21,400個	8.43%
異動後（2025年10月7日現在）	27,200個	10.71%

主要株主に該当しなくなるもの

株式会社アベC

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	15,000個	10.94%
異動後	14,000個	5.64%

小林 亜佐美

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	23,000個	11.26%
異動後	23,000個	9.65%

(3) 当該異動の年月日

2025年11月5日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 2,541,490,710円

発行済株式総数 普通株式 26,393,500株

(2025年12月1日提出 臨時報告書)

1 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2025年11月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

2025年1月6日付で発行した、当社第8回新株予約権の権利行使に伴い発生した新株発行に伴う関連費用として20,131千円を営業外費用として計上いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

上記、営業外費用につきましては、2025年11月14日付「2026年6月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に反映しております。

（2026年 1 月19日提出 臨時報告書）

- 1 提出理由
- 当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。
- 2 報告内容
- （1）当該事象の発生年月日

2025年12月30日

（2）当該事象の内容

当社が保有する投資有価証券の一部を売却したことに伴い、投資有価証券売却益が発生いたしました。

（3）当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2026年 6 月期第 2 四半期の個別決算及び連結決算において、投資有価証券売却益62百万円を特別利益に計上いたします。

（2026年 2 月20日提出 臨時報告書）

- 1 提出理由
- 当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。
- 2 報告内容
- （1）当該事象の発生年月日：2026年 2 月13日

営業外費用計上の件

銀行借入利息及びリース債務に係る支払利息：14,683千円

（2）当該事象の内容

営業外費用

2026年 6 月期（2025年 7 月 1 日～2026年 6 月30日）第 2 四半期決算において、銀行借入金利息及びリース債務に係る支払利息として14,683千円を計上いたしました。

（3）当該事象の損益に与える影響額

上記、営業外収益、営業外費用及び特別利益につきましては、2026年 2 月13日付「2026年 6 月期第 2 四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」に反映しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第13期）	自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日	2025年 9 月29日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 （第14期中）	自 2025年 7 月 1 日 至 2025年12月31日	2026年 2 月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年9月29日

株式会社Birdman

取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 萩原 眞治

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Birdmanの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Birdman及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループでは、当連結会計年度において、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。また、当連結会計年度末日後に、多額の支払が発生した結果、手元資金の減少も生じている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社では会社法監査報告日後、第8回新株予約権の行使により5億円の入金があった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の事項

会社の2024年6月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2024年9月26日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社Birdmanの2025年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社Birdmanが2025年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効ではないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備が存在している。会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は全て財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月29日

株式会社Birdman

取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 萩原 眞治

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Birdmanの2024年7月1日から2025年6月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Birdmanの2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社では、当事業年度において、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。また、当事業年度末日後に、多額の支払が発生した結果、手元資金が減少している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社では会社法監査報告日後、第8回新株予約権の行使により5億円の入金があった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の事項

会社の2024年6月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年9月26日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月13日

株式会社Birdman
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 萩原 眞治

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Birdmanの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Birdman及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループでは、当中間連結会計期間において、前年同期比では売上高が増加したものの、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。